質問第二八号平成十二年五月十六日提出

米軍岩国基地滑走路の沖合移設事業に関する再質問主意書

提出者

濱

健

田

米軍岩国基地滑走路の沖合移設事業に関する再質問主意書

瀬戸内 在 日米軍岩国 海の環境を保全し、 基地滑走路の沖合移設事業は、 次世代に豊かな海を残していくためにも、 瀬戸内海でも数少なくなった藻場 その対策は緊急を要すると考える。そ ・干潟 の消滅を伴うため、

私は、 質問第一二号(平成一二年三月二日)により、一九項目にわたる質問主意書を提出したとこ

無視するか、 ろ、三月三一 日付で答弁書を送付されたところである。 または誠意のない回答になっている。 答弁書は、多くの箇所において、 私の質問 の趣旨を

従って、次の事項について再度質問する。

藻場・干潟の回復に関する問題

1 答弁書 \mathcal{O} エ ツ セ ンスは、 以下の文章に込められている。 「藻場等回復委員会の検討結果を得て、 岩国

沖合移設事業の計 画 地 周辺海域において、 最大限回復が可能となるよう、 新たな藻場及び干潟の造成に

努めることとしており、岩国沖合移設事業を停止又は凍結する考えはない。」(五ページ)

このような記述は、 肝心な質問(一の6、7、二の2、三の4、5、6)への答弁として四回 も出て

くる。 例えば一の7 「防衛施設局は、 本気で各々四〇ヘクタール強の藻場と干潟 (合計約八五ヘクター

ル を回復し、 代償措置を取る覚悟はあるのか」に対しては、 直接的には答えていない。 間接的に 最

大限回復に努める」としているだけで、「四○ヘクタール全体の代償となる措置を取るとは決して言明

していない」と受け止めていいのか。

これらを全体的にまとめると、以下のようなことになると判断するが、これで正しいか。

復措置を「最大限」進めることとし、 具体的には、「新たな藻場・干潟を造成することとしている」。

<藻場・干潟を消滅させようが、埋め立ては凍結せず、とにかく続ける。

並行して、藻場

・干潟の回

カコ į その規模や方法は不確定で、「あくまでも最大限」としか言えない。>

2 ということは、 現存するアマモは、 埋め立てに伴って自動的に消滅していく。 その際に、 消滅する場

に 現存する海藻を移植する手法は初めから選択しないということか。代償措置 の可能性自体が具体 的に

示されない中では、 現存するアマモを移植するのが、 最も現実的な方法と思うが、そのような方法は採

らず、 藻場・干潟は消滅させ、それと並行して、どこか別の場所に、「人工的に干潟を造成し、そこに

アマモ (どこから持ってくるのか)を植えてみる」というわけか。 とすれば、なぜ、初めから最も成功

の確率の高いと見られる移植という選択を放棄するのか説明してほしい。

3 「新たな干潟の造成」 はイメージできる(その実現可能性 の如何にかかわらず)が、 「新たな藻場の

造成」とはどういうことか、具体的に説 し、そこにどのように手を加えるかという問題になる。 明してほしい。 例えば、「新たに造成した干潟」にどこか 近隣のどこか別の場所に、 人工的に干潟 を造成 から

持ってきたアマモを移植してみる。もう一つは、人工的な干潟を造成し、 自然にまかせ、アマモが生育

するかどうかを見ていく。

を講ずる規模は、

消滅させるものの二倍は確保するのが常識とい

われているが、

これと比べると、

岩国

4 ミチゲーションが盛んなアメリカやカナダなどでは、 藻場の移植などを検討する場合でも、 代償措置

で 「最大限」としているのは、 「消滅面積」 に対して、それよりも少ない のか。 それとも、 アメリカや

カナダと同様、 消 滅 面 積よりも数倍は大きい規模を想定しているのかのいずれか は明らかにすべきであ

る。 最大限とは、 例えば、 面積という基準だけでみても、 消滅 面積に対してどのくらいのことを「最大

限」 ようなことはないと断言すべきであることは当然のことである。 と称するのか。四〇ヘクタールの数倍、 全部、半分、 それとも一割を指すのか。まさか一割という

最大限、 努力した結果、 「消滅するものの一割しか造成しない」ということになれば、 回復などとい

うおこが ましいことは言えるはずがない。 いずれにしても「最大限」 の規模についての 目安くらいは明

らかにすべきである。

5 新たに人工的な干潟を造成してみたところで、そこにアマモが定着し、 かつ天然の藻場が持っている

役割に匹敵する機能を果たすかどうかの保証はどこにあるのか。 これらの問題は、多分に試行してみな

11 と判断できないのではないか。だからこそ、アメリカやカナダなどでは、 消滅する面積の二倍などの

面 積を新たに創造することが常識になっているのであり、この点について政府としてどう認識 して いる

か。 政 府 の行う事業であるにも かかわらず、 消滅させる面積に対してどのくらい 、の藻場 干潟、 を新 たに

造 成す る \mathcal{O} か \mathcal{O} 目安すら示さな ζ, 、まま、 「最大限回復」させるなどと曖昧な答弁をすることは、 玉 際的

12 見 て 1 かに日本 政 府 が環境保全にうとく、 また無責任であるかを象徴 している。 そんなおぼ 0 カン ない

状態にも かかわらず、 工事を進めることだけは、頑として変更しない日本政府の姿勢は強く批判されて

しかるべきである。

6 Щ \Box !! 知事が出した 「最大限、 新たに藻場及び干潟の造成に努める」よう求めた曖昧な意見をい

とにして、 そのレベルでしか 「回復措置」 を取るつもりはないという回答と受け止めるが、 それでいい

限 \mathcal{O} りで か。 藻場はで あ る。 政 重要なの 府 が率 で回 先して、 復に努めるとしながら、 大規模, な ⁶藻場 干潟 何とも無責任な政 \mathcal{O} 消 滅 を推進しているとしか言えず、 府 を持っていることが これ 変かれ で瀬 わ 戸内

海の環境を後世に残していけると考えているのか。

7 〈藻場お よび干潟の機能を回復するための造成〉 については 「各地でその事例が見られるなど、 個 々

ような場所で、 どの程 度の規模で、 どのような事 例があり、 しか もどの程度成功してい るのか (天然の

査及び研究が進められていると承知している」(二ページ)というが、

どの

 \mathcal{O}

環境に応じた実証

菂

な調

藻場 干 · 潟 が持 つ自然浄化機能 や産卵 • 成育などの機能を、 そのま ま回 復 補償することはできて いる

 \mathcal{O} か :など) を具体的 に示してほ L また私 たは、 初 8 \mathcal{O} 質 問 書で、 広島· 市 出 島 \mathcal{O} 事 例 を示 したが、 出

に L てほ 関する具体的 い。 さらに岩国のように消滅する藻場や干潟 な 見解 は何、 も示され てい ない。 とり Ŕ 0 えず 面 □積が四 出 島での $\overline{\bigcirc}$ 事 ヘクター 例 に 関 する政 ル以上もある広さに対 府としての 見 解 応し を示

た実例 は 日本にお いてあるのかどうか も明確にしてほしい。 これらの各地での事例をどのように · 検討

岩国 [に関して 「最大限回復」させる道筋についてどのような見通しを持ってい るのか示すべきであ

る。

8 九 九 元年かれ 5 基 地 沖のアマモ場 の裸地 に約四 五〇株のアマモ を移植する実験」 を行ってきてい る

とのことだが、 どこのアマ 干 を、 どの 地点に、 どのように 移植 活着 状況 の把握をどの ように 行 って

きているのか。 実験を行っ た裸 地 \mathcal{O} 面 積、 水深はどのくらい か。 このような具体的な資料をこそ市民に

公開すべきである。

9 口 復 調 査研究委員会の検討状況の公開は要旨の公開などで行っているというが、これでは肝心なこと

は 何一つ わからない。 例えば 「現存するアマモの移植は しない」ということが今回 の答弁書でわ カ った

だけで、 答弁書に ある 「 最 大限 0 口 復 \mathcal{O} 可能性」 についてどのような視点から検討をし てい る \mathcal{O} か を明

らかにすべきである。

一 その他

1 の2」藻場や干 潟の現状把握などに関する質問では、 C O Dという指標で見る限り、 横ば 1 程度

と見えないことはないが、 生物相について、元来有していた状況が維持または回復したといえる Oかど

うか 明らかにしてほ しい。 また藻場及び干潟の問題は、 「消失速度の鈍 化 ではなく、 藻場 干 潟 0) 現

時 点に おける面積や状態であり、 過去から現在までの変遷である。 この間に藻場 干潟の多くが消 失

が、 場 \mathcal{O} は 程 壊 広島湾全域の生態系や生物資源の維持においてどのような位置づけを持っているのかに関する評価 |度深刻に受け 健全な状態で藻場 滅 状態であり、 Ĺ め てい まとまって残存しているのは岩国 ・干潟が残存している海 るの かを明ら かにしてほ 域域 は、 しい。 極めて希少になっている点をどう現状認 周 例えば 辺に限られており、 広 島湾にお いても、 岩 国 広 周 島県側 辺 \mathcal{O} 藻場 識 \mathcal{O} ア Ļ 干 7 الح 潟 干

を明らかにしてほ

しい。

2 案を採用した理由 は 危 どのように受け 重要であり、 可 可 険 能であり、 これだけ広大な藻場・干潟は一度つぶしてしまったら、 公性や7 能である。 騒音 それ 長い \mathcal{O} 当初、 低 止 時間: 減 立めてい は を回避できる案について、 何 をあ 的 なのか。 現滑走路 見通しで見ると極めて大きな損失である可能性があることについて政府として るの げてい か。 浅海域、 の角度を二五度ほど右にずらすという案もあった中で、 「基地 るが、 を拡張せ これだけであ 特に藻場 より前向きに検討することをしなかった理由と根拠を明ら しねば、 ・干潟を守るということは、海にとっては第一義的に ならな れば、 その同じ場所に人為的に回復させることは不 い理由」として 何 も広大な埋め立てをしなくてもす 北 側 0 工場 あえて埋め 群 との to 関 立て 係 選択 \mathcal{O}

かにしてほ

「三の8」に関わって、「藻場・干潟は激減している。 それを承知の上で、さらに藻場 ・干潟をまと

ま った形 で消滅させる埋め立てが、 国 の手によって推進されること」が、「埋め立ては厳 に 抑 制 すべ

いくように説明していただきたい。「総合勘案」する際、海側の損失、 し」とする瀬戸内法の精神と照らして「やむを得ず、 埋め立てを認める」要件になるのかどうか納得が 特に藻場・干潟の消滅という事

態を一方的に軽視していることは不当である。また「埋立承認に際しては、環境保全に十分配慮が なさ

れた」というが、「消滅する藻場・干潟と同等、ないしそれ以上の藻場・干潟の形成を保証する」 のな

らともかく、 埋め立てて藻場・干潟をつぶす行為だけは先行させておいて、 回復については 「最大限努

力する」というだけの姿勢のどこが、「十分配慮した」ことなのか、 具体的に説明していただきたい。

右質問する。

八